

日本統治下の台湾をめぐる人口移動
—総督府の渡航政策と台湾人の移動実態を中心に—

巫 靚

要 約

シリア内戦の泥沼化によって発生した大量の難民が、ヨーロッパに押し寄せるようになったのは2014年以降のことである。最多とされる2015年にはおよそ104万人の移民・難民が命がけでヨーロッパを目指したが、その途次命を落とした人々や行方不明になった人々も数多く存在している。しかし、2008年のリーマン・ショック以降、欧州連合（EU）やアメリカが経済不況に陥る中で、一部の欧米諸国では反移民・難民の声が高まりつつある。難民の受け入れに伴うテロの拡大の懸念も加わり、そのうねりは反移民・難民の態度を明らかにする排外主義的な政権の誕生を各国で促した。「経済」、「治安」、さらに移動先に定住した移民・難民の「人権」や「文化」が移民政策の重要な要素である。いかにバランスのとれた政策をつくるか、各国の政治家だけではなく、研究者も知恵を絞っている。一方、移民・難民の問題に一見遠い存在である日本社会であるが、少子高齢化に伴う人手不足により、日本に入ってくる外国人の就労や滞在期間の拡大を目的とする新しい在留資格も模索され始めた。移民・難民を含む人口移動の問題はいうまでもなく、いまの世界にとって重要な課題の一つである。

本論文は19世紀後半から20世紀前半という世界規模の人の大移動の時代を背景に、日本統治期の台湾の人口移動、特に渡航政策と移動実態を中心に論じた。渡航の制度的前提となる渡航政策、また渡航証明書（旅券、パスポート）の分析からは、国家がいかに自国民を認識し、管理し、さらにそのアイデンティティを創出する過程にそれらの政策が深く関わっていることが明らかになった。また、個人の移動実態の分析を通して、国家が自国民に与えようとしたアイデンティティからの「逸脱」が観察できた。

第1章においては、日清戦争後に施行された日清講和条約で規定された1895年5月8日から1897年5月8日までの国籍選択猶予期間の渡航政策について検討した。台湾人の国籍がまだ日本に組み込まれていない状況の中で、日本政府がいかに台湾住民・清国人・日本内地人を認識し、そして政策を出したのかを中心に整理した。また、政策実施の現場で発生した具体的な問題とその解決方法から領台初期の渡航政策の方針を確認し、さらに、不完全ではあるものの、当時の記録に残された渡航者のデータを分析し、実際の渡航状況を明らかにした。

第2章では、1897年5月8日の国籍選択猶予期間終了後、すなわち日本の台湾統治初期について論じた。国籍の確定に伴い、台湾人の渡航政策も転換されるようになったのである。同章では主に政策決定の過程の細部に注目し、政策がいかなる要因によって決定されたかについて分析を行なった。特にこの時期に決定された渡航政策は従来の研究においては「差別」的と評価された政策が多く含まれていることから、台湾人の渡航政策だけではなく、同時期の内地人・清国人の渡航政策とも比較し、この「差別」の存在の有無について検証するとともに、そ

れがいかなる認識に基づいて生まれてきたのかについて明らかにした。

第3章では、領台初期からの渡航政策をまとめたうえで、先行研究で多く取り上げられている1920年代における台湾人の旅券撤廃運動について再検証した。分析の中心は、従来の研究で注目されている台湾人側ではなく、むしろ捨象されてきた統治側、すなわち外務省・台湾総督府・在外公館に置き、これら官庁間で行われた旅券撤廃をめぐる議論の検証を行なった。さらに、従来の研究が旅券制度の導入・維持に反対していた台湾人側の意見の紹介を中心としてきたのに対し、台湾人側の認識の枠組みについても具体的に論じた。第2章と合わせ、植民地の渡航政策がいかなる要素と認識に基づいて構築されていったのか、またその過程で植民地住民のアイデンティティがいかに構築されていったのかという問題を検証した。

第4章は、政策というマクロの観点から分析を行なった第1、2、3章と異なり、ミクロの角度から日中戦争前までに中国大陆へ留学した台湾人学生の各地の留学の状況の全体像を整理し、彼らの渡航経験を分析した。そこには、当局からすれば合法的とは言えない移動の手法が見られるが、それは植民地政府の規定とは異なる彼らのアイデンティティの所産でもある。

しかし、日中戦争開始以後は、台湾人の渡航環境はふたたび変化を見る。それは平時に増して戦時には国家の国民への統制が強まるからである。第5章では日中戦争勃発後、戦争が台湾人の渡航にいかなる影響を与えたのかについて論じた。多くの先行研究で論じられている直接戦場に動員された人々とは異なり、直接戦場に赴かなかった民間人の移動状況を中心に整理を行ない、日本人全体の状況を確認したうえで、台湾人の置かれた渡航の環境と政策の変遷、さらに実際の渡航数などを分析した。

第6章では、日本帝国の崩壊からサンフランシスコ講和条約の発効までの期間における、在日台湾人の移動を中心に検証を行なった。第4章と同じく、第6章もミクロからの考察であり、日本帝国の崩壊が台湾人の渡航に与えた影響および渡航の実態を明らかにした。

これらの分析と考察の結果、明らかになったことの第一は、植民地期の渡航政策の決定には台湾総督府・台湾地方行政・台湾事務局・外務省・在外公館など多数の行政部署が政策の決定に関わっていたことである。換言すれば、植民地統治機関であった台湾総督府が台湾人の渡航政策に対して独占的な決定権を持っていたわけではなかったということである。

第二に、総督府の渡航政策が、その統治地域の住民の自己認識にもたらした、新たな作用である。1920年代に現われた台湾人の旅券撤廃論においては、台湾人は植民地統治自体を否定せず、「日本帝国臣民」という枠組みから、内地人との制度上の平等を主張していた。そこでは明確に「日本人」でありながら、内地人とは差異化された存在である「台湾人」という集団を前提としていたことが確認できる。つまり、政策の目的はどうかあれ、渡航政策が結果的に、「台湾人」というアイデンティティの創出、補強、さらに社会における共有を促す契機のひとつにもなったのである。

第三に、本論文では、第4章で、国家と国民の関係をより具体的に考察するために、ミクロレベルの実態の分析から、当時の日本帝国の統治制度から「逸脱」した台湾人の存在を確認した。こうした国家の統治制度を逆手に取る人々は、日本では今日になって認識されるようにな

ったトランスナショナルな生き様を実践していたといえる。一方、第6章で論じた、日本帝国崩壊後の台湾人の移動の諸様相は、戦後台湾人が直面した複雑な政治的社会的状況を如実に物語るものである。こうした環境に置かれながら、あるいは置かれたからこそ、彼らを取り得た手段がさまざまな移動であったことは言を俟たない。

本論文は、①戦前の旅券制度に関する従来の研究の空白を埋めたこと、②従来の研究では具体的には明らかにされてこなかった、統治側がいかなる住民認識に基づき、制度がいかなる決定の積み上げとして構成されていたのか、また帝国の対植民地官僚組織間の決定権限はどこまであったのか、を明らかにしたこと、③政策の立案・決定過程の研究が「想像の共同体」論へのアンチテーゼの提起につながることに、という三点において人口移動・移民研究に新たな知見を加えた。